委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	 ○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県	
3. 市区町村名	南大隅町	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	94-3	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.minamiosumi.lg.jp/soumu/kurashi/my-number/dokuji.html	

執行機関名 南大隅町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活 用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関 する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	家族介護用品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第 16の項 家族介護用品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	南大隅町家族介護用品支給事業実施要綱(平成17年告示第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共	第一条 この要綱は、 <u>重度の要介護高齢者</u> を在宅で介護している家族に対して、 紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及 び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び <u>向上</u> を 図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南大隅町家族介護用品支給事業実施要綱(平成17年告示第29号)